

I. 巻頭挨拶

会報の再開に当たって

日本商品先物取引協会

会長 荒井 史男



平素は本会事業に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

本会の会報につきましては、本会設立時より発行して参りましたが、ホームページによる情報提供の普及、冊子製作に係る経費削減等の理由により平成20年10月の第38号を最後に休刊いたしました。

会報休刊後、ホームページの充実を図って会員の皆様方に本会の活動内容をお伝えしてまいりましたが、本年1月に「使いやすく」、「透明で」、「トラブルのない」商品先物市場の実現を目指すために改正された商品先物取引法（以下「新法」）が完全施行され、本会は従来の国内商品市場取引の受託等に加えて、外国商品市場取引の受託等及び店頭商品デリバティブ取引に関する商品先物取引業に関する自主規制事業が業務の範囲となり、これらの事業を行う会員が加入し、そのビジネスモデルも多様化いたしました。このような情勢の変化を踏まえ、本会の活動内容を多くの方々にわかりやすく発信する方法を検討いたしました結果、ホームページ上で「会報」を再開することといたしました。

今後は年に数回の頻度で皆様に有用な情報を提供してまいりますので、ぜひとも新しい「会報」をご活用いただきたく存じますとともに、皆様にとって使いやすく、より良い「会報」となるようご意見、ご感想、ご提案等をお寄せいただければと存じております。

さて、商品先物取引業者の自主規制団体である本会は、新法の施行によってこれまで以上に商品デリバティブ取引に対する顧客からの一層の信頼を確保し、多様な顧客が円滑に商品デリバティブ取引に取り組めるよう、本年1月の新法を踏まえて自主規制規則を改正するとともに、新たに導入された不招請勧誘の禁止に加え、再勧誘の禁止や適合性の原則を遵守するための留意事項を示しました。法施行後およそ半年近くが経ち、試行錯誤はあるものの会員各社のご努力と相俟って、適正な商品先物取引業務の運営の確保が図られております。

また、自主規制以外にも外務員登録、苦情相談や紛争解決に係る業務といった本会の業務全般についても新法施行を機に検討を加え、大きく変更しました。

例えば、外務員登録については、隣接業界との整合性を十分勘案しつつ、各種研修制度、外務員資格試験制度の見直し、さらに外務員登録システムの更新を行ってWEBによる申

請を可能にするなどの整備を行いました。

商品デリバティブ取引は、ビジネスの相手方や取引の種類を問わず、商品価格の動向によっては当初の予想を超えるような結果が生ずる可能性のあることから、もともとトラブルが発生しやすい要素を内在している取引であり、社会情勢の変化に伴って商品デリバティブ取引自体に対する評価も振れが大きいものとなっています。

このような特性を踏まえると、商品デリバティブ取引の発展を図るためには、商品デリバティブ取引自体に対する社会的評価を安定させ、高めていくことが必要不可欠であります。具体的には、会員各社のトラブル発生を極少にしていくためのコンプライアンス体制の整備が不可欠であり、本会においては会員の取り組むコンプライアンス体制の整備を後押しして行くことが求められます。

ここ数年の業界をあげた取り組みにより苦情等も大幅に減少しているところではありますが、このような自主規制団体としての役割を果たしていくため、今後も、平成 21 年改正法の附帯決議を重く受け止め、会員の行う商品先物取引業務の実態等を把握しながら外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引に関する自主規制ルールの整備、違反等行為に対する厳正な対処など積極的な自主規制活動を展開し、法の目的である「使いやすく」、「透明で」、「トラブルのない」商品デリバティブ取引の実現のために社会的信頼性の向上を図ってまいりたいと考えております。

会員の皆様方をはじめ、関係各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上